

リース契約約款

本約款は、当社が提供する風呂釜リースを利用するためのお客さまと当社との契約に適用されます。

(目的)

第1条 甲は、リース契約書内容(1)に記載の物件(以下「物件」という)を乙の申込みにより乙にリースし、乙は、これを借り受けます。

② 本リース契約書の賃借人は物件設置場所のガス供給契約名義人となります。

(期間)

第2条 リース期間は6年とします。

(リース料)

第3条 乙は、甲に対し、リース料をリース契約書内容(3)に記載の通り支払います。

② 甲は、リース料をリース開始日の翌月分からいただきます。ただし、初回金は契約時にいただき、2回目以降は翌々月より、甲とガス使用契約がある場合はガス代と同時に乙に請求いたします。甲とガス使用契約がない場合はご要望をいただくまでは払込票にてご請求いたします。口座振替・クレジットカード払いをご希望の場合は、乙が甲までご連絡いただくものとします。ご要望いただいた場合でも、手続き完了までは、払込票にてご請求いたします。

リース料金の請求に際しまして、事務手続上等の理由により2～3ヵ月分の料金を後日一括して請求することがございますので、あらかじめご了承ください。

③ リース契約満了日を含む月のリース料は全額いただきます。

④ 甲のサービスを複数ご契約いただいている場合はサービスの請求をまとめていただくことがあります。

(保証金)

第4条 乙は、本契約に基づく債務を担保するため、保証金をリース契約書内容(4)に記載の通り預託します。ただし、乙は、保証金をもって甲に対する支払いに充当することはできません。

② 甲は、保証金を、本契約に基づく乙の債務に充当することができます。

③ 甲は、本契約の終了または解約時に、乙の甲に対する債務が完済されたときは、保証金を乙に返還します。ただし、乙は、この返還請求権を第三者に譲渡したり担保提供したりすることはできません。

④ 保証金には利息をつけません。

(物件の所有権等)

第5条 乙は、物件の所有権が甲にあることを承認します。

② 乙は、物件を第三者に譲渡・転貸したり担保に差し入れたりするなど、甲の所有権を侵害またはその恐れのある一切の行為をすることができません。

③ 甲は、物件の設置状況を東大阪市に報告します。乙はこれを承諾します。

④ 第三者が物件について権利を主張したり強制執行に及んだりするなど、甲の所有権を侵害する恐れが生じた場合は、乙は、物件が甲の所有であることを主張するとともに、直ちに甲に通知します。

(物件の使用)

第6条 乙は、リース契約書内容(5)に記載の設置場所において、物件を、本来の用法に従い、善良なる管理者の注意をもって使用します。

② 乙は、物件の使用にあたり、前項の設置場所以外の場所に移動したり、改造・模様替えなどその原状を変更したりすることができません。

(物件の維持・修繕)

第7条 物件が故障した場合、乙の求めに応じて甲がその修繕を行いません。ただし、その故障が通常の使用に伴う損耗・減耗の範囲を越えていると甲が判断した場合、もしくは乙の故意または過失に起因する場合、その修繕費用は、第3条のリース料とは別途に乙が負担します。

[有料修理になる場合]

① ご使用上の誤り、および不当な修理や改造による故障および損傷。

② お買上げ後の取付場所の移動、落下などによる故障および損傷。

③ 火災、塩害、ガス害、地震、風水害、落害、異常電圧、およびその他の天災、地変による故障および損傷。

④ システムのうち当社または当社指定事業者以外の業者の施工部分、およびその施工部分に起因する故障の場合。

⑤ 機器に表示してあるガスの種類以外のガスでご使用された場合。(物件の使用に伴う損害)

第8条 物件自体またはその使用管理によって第三者が損害を受けた場合は、乙は、甲にすみやかに詳細について報告を行ない、自らの責任と負担によってその解決を図ります。

② 前項の場合において、甲が賠償の支払いを余儀なくされた場合、乙は、甲の損害を補償します。

(解約)

第9条 リース期間が満了する前に途中で転居する場合(一時的な不使用方法によるガスの閉栓を含みます。)、乙は、原則として1ヵ月前に予告し、リース契約書内容(8)に記載の解約時精算金(リース期間満了までの残リース料相当額×80%)をお支払いの上(甲の責めに帰すべき事由による場合を除く)、本契約を解約していただきます。ただし、別途解約月のリース料はお支払いいただきます。予告がないことによる乙の不利益に関し、甲は一切責任を負いかねます。

② 前項の場合、甲は乙の予告に伴い、日程調整の上乙の立会いのもとで、リース物件の確認を行いません。

(物件の滅失等による解約)

第10条 物件が滅失・盗難その他の原因により、甲の所有権が回復できないと甲が判断した場合、または物件が損傷して修理不能となった場合、本契約は終了します。

② 前項の場合、乙は、直ちにリース契約書内容(8)に記載の解約時精算金(リース期間満了までの残リース料相当額×80%)を支払います。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

(その他の解約)

第11条 前2条に定める原因以外の理由により、乙がリース期間満了前に本契約を解除しようとする場合、原則甲は物件を撤去します。

② 前項の場合、乙は、直ちにリース契約書内容(8)に記載の解約時精算金(リース期間満了までの残リース料相当額×80%)を支払います。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

(期間の満了)

第12条 リース期間が満了した場合、本契約は終了し、甲は、物件を撤去します。

② 前項にかかわらず、満了日の1ヵ月前までに乙が申し出、甲がそれを承諾した場合は、乙は、保証金相当額の価格で物件の買取をすることができます。

(契約違反)

第13条 乙が、第3条のリース料の支払いを50日以上遅滞し、または本契約の条項の1つにでも違反する行為があった場合は、甲は、何らの催告を要せずして、次の各号に定める行為の全部または一部をすることができます。

1. リース期間満了までの残リース料相当額×80%またはその他の費用の全部または一部の即時の弁済の請求。
2. 物件の引き揚げまたは返還の請求。
3. リース契約の解除。

② 前項の場合、甲に損害があれば、乙は、これを負担します。

③ 第1項第1号または第2号の行為が甲によってとられた場合でも、乙は、本契約に基づくその他の義務を免除されません。

(変更条項)

第14条 甲は、乙の事前の承諾を得ることなく、本約款を随時変更できるものとします。本約款が変更された場合、変更後の本契約の提供条件は、変更後の約款に従うものとします。

② 甲は、前項の変更を行う場合は、14日以上予告期間を置いて、変更後の約款の内容を乙に通知およびホームページ上に表示するものとします。ただし、変更が軽微で契約者に不利益にならないと甲が判断した場合は、通知しないものとします。

③ 乙が変更後の約款に同意できないときは、乙は、前項に定める予告期間中に甲に対してその旨書面により通知することにより、本契約を解除することができるものとします。

(協議)

第15条 甲および乙は、本契約に定めのない事項が生じた場合、または本契約の条項の解釈に疑義を生じた場合には、誠実に協議の上解決します。

契約の撤回について

1. お客さまが特定商取引に関する法律(以下「法」といいます。)にいう訪問販売または電話勧誘販売でお申し込み(またはご契約)された場合、本書面を受領した日を含む8日間は、書面により、お申し込みの撤回(契約成立後は契約の解除)をすることができ、その効力は書面を発信したときに生じます。
2. 上記1.に記載した事項にかかわらず、当社がお申し込みの撤回または契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことによりお客さまが誤認をし、または当社が威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによってお客さまがお申し込みの撤回または契約の解除を行わなかった場合には、お客さまは、クーリング・オフ妨害の解消のための法に定める書面を受領し、その内容について説明を受けた日を含む8日間は、書面により、お申し込みの撤回(契約成立後は契約の解除)をすることができ、その効力は書面を発信したときに生じます。
3. 上記1.または2.の書面は、契約取扱店宛にお送りください。
4. 上記1.または2.のお申し込みの撤回または契約の解除があった場合、お客さまには、損害賠償または違約金の負担はなく、役務の提供が既になされている場合においても、代金その他の金銭の支払いを請求いたしません。代金がお支払い済みときは、速やかにその全額を返還いたします。
5. 上記1.または2.のお申し込みの撤回または契約の解除があった場合、本契約にかかわる役務の提供に伴い、お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまのご請求により、原状回復に必要な措置を無償で講じます。